

府 公 第 39 号  
最高裁秘書第000878号  
平成23年3月25日

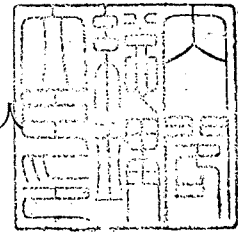
裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用の制限について

内閣総理大臣

菅

直

人



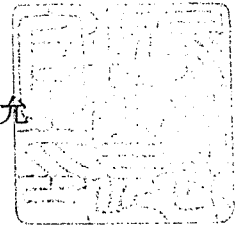
最高裁判所長官

竹

崎

博

允



標記について、別紙のとおり申し合わせる。

裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用の制限について

平成23年3月25日

内閣総理大臣 申合せ  
最高裁判所長官

裁判所から移管された特定歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第7項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用の制限について、次のとおり定めることとし、平成23年4月1日から実施する。

- 1 裁判所から移管された特定歴史公文書等について公文書管理法第16条第1項第3号に規定する利用の制限を行うこととされている場合は、当該特定歴史公文書等に同項第1号イからニまでに掲げる情報に相当する情報が記載されている場合とする。
- 2 1に定めるもののほか、裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用の制限に関する事項については、行政機関の長から移管された特定歴史公文書等の利用の制限に関する公文書管理法の規定の例によるものとする。